

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成25年12月5日付け答申第111号)

1 事実の概要

H24.9.25 異議申立人

情報公開条例(以下「条例」)に基づき、知事(以下「実施機関」)に対し、「県警から押収された押収品リスト及び裁判所からの差押え命令通知書」を開示請求(以下「本件開示請求」)。

H24.11.8 実施機関

本件開示請求に該当する可能性のある行政文書(以下「本件行政文書」)は、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類であり、条例第37条の適用除外文書に該当すると判断し、不開示決定(以下「本件不開示決定」)。

H24.12.25 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H25.2.6 実施機関

情報公開審査会に諮問(諮問第152号)。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。

県警が発行した押収品リストは条例第37条に該当するかもしれないが、県側が独自に作成した押収品リストであれば、刑事訴訟法第53条の2に関する書類には該当しないと考える。

(2) 実施機関

本件開示請求のうち、「押収品リスト」に該当する行政文書で現に保有しているものは、県が作成したものを含めて、押収品目録交付書のみである。「差押え命令通知書」については、裁判所から差押え命令は発せられておらず、存在しない。本件行政文書は、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類であり、条例第37条の適用除外文書に該当すると判断し、不開示決定を行った。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

ア 本件行政文書について

本件開示請求のうち、1点目の「熊本県警から押収された押収品リスト」について実施機関は、押収品目録交付書と預り書が警察から交付されているが、預り書については押収品の返還と引き換えに回収されていて保有していないと説明している。

当審査会は、押収品リストについて県が独自のリストを作ることもあってはな

いかと考えたことから、更に県が作成した独自のリストの有無について確認したが、実施機関によれば県は独自のリストは作成していないということであり、捜査機関において上記のような押収品目録交付書や預り書が、作成、交付されているという状況の下では、独自のリストは作成していないという実施機関の説明が不自然、不合理とまでは認められない。

また、2点目の「裁判所からの差押え命令通知書」について実施機関は、裁判所からの差押え命令自体が発せられておらず、当該通知書は存在しないと説明しているが、この点についても、その説明に不自然、不合理なものは認められない。

イ 条例第37条の適用除外の該当の有無について

条例第37条は、「訴訟に関する書類及び押収物」については、条例の規定は適用しないと規定しており、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わないものと解される。

押収品目録交付書は、刑事訴訟法の規定に基づき、捜査機関が捜査の過程で作成するものであり、これが条例第37条に規定する訴訟に関する書類に該当することは明らかと考えられる。

諮問実施機関	: 熊本県知事
諮問日	: 平成25年 2月 6日(諮問第152号)
答申日	: 平成25年12月 5日(答申第111号)
事案名	: 特定の介護サービス事業者関係の押収等に係る文書の不開示決定 (適用除外)に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事(以下「実施機関」という。)が平成24年11月8日に行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成24年9月25日、異議申立人は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「本件について、熊本県警から押収された押収品リスト及び裁判所からの差押え命令通知書」について、行政文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 平成24年11月8日、実施機関は、本件開示請求に該当する可能性のある行政文書(以下「本件行政文書」という。)は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類であり、条例第37条の適用除外文書に該当すると判断し、条例第11条第2項の規定に基づき、不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。
- 3 平成24年12月25日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成25年2月6日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消して、開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 県警が発行した押収品リストは条例第37条に該当するかもしれないが、県側が独自に作成した押収品リストであれば、刑事訴訟法第53条の2に関する書類には該当しないと考える。
- (2) 現時点では、不起訴で釈放されており、県警による押収品目録と裁判

所からの差押え通知の双方ともに県の裁量で開示可能と考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件開示請求のうち、「押収品リスト」に該当する行政文書で現に保有しているものは、県が作成したものを含めて、押収品目録交付書のみである。
- 2 「差押え命令通知書」については、裁判所から差押え命令は発せられておらず、存在しない。
- 3 本件行政文書は、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類であり、条例第37条の適用除外文書に該当すると判断し、不開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

- 1 本件行政文書について
 - (1) 当審査会では、本件開示請求に該当する可能性のある行政文書について確認するため、当該文書の提示を求め、その内容を見分した。
 - (2) 提示を受けた行政文書は警察から交付された押収品目録交付書のみであったが、これは、押収する文書について、1点ごとにその品名と数量を具体的に記載したものであった。
 - (3) 本件開示請求のうち、1点目の「熊本県警から押収された押収品リスト」について実施機関は、本件では3回の押収が行われており、1回目については押収品目録交付書が、残り2回については預り書がそれぞれ警察から交付されているが、預り書については押収品の返還と引き換えに回収されていて保有していないと説明している。

この点、当審査会は、押収品リストについて県が独自のリストを作成することもあるのではないかと考えたことから、更に県が作成した独自のリストの有無について確認したが、実施機関によれば県は独自のリストは作成していないということであり、捜査機関において上記(2)のような押収品目録交付書や預り書が、作成、交付されているという状況の下では、県があえてこれとは別個に同様のリストを作成する必要性は必ずしもないともいえ、独自のリストは作成していないという実施機関の説明が不自然、不合理とまでは認められない。

また、2点目の「裁判所からの差押え命令通知書」について実施機

関は、裁判所からの差押え命令自体が発せられておらず、当該通知書は存在しないと説明しているが、この点についても、その説明に不自然、不合理なものは認められない。

(4) 以上のとおりであり、本件行政文書は押収品目録交付書のみで、これ以外には、県が作成したものも含め、不存在であると判断される。

2 条例第37条の適用除外の該当の有無について

上記1のとおり、本件行政文書は、押収品目録交付書のみであるので、以下、当該行政文書について、実施機関が説明するように条例第37条に規定する訴訟に関する書類に該当し、適用除外となる文書であるか否か、検討する。

まず、条例第37条は、「訴訟に関する書類及び押収物」については、条例の規定は適用しないと規定しており、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わないものと解される。

次に、押収品目録交付書については、刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第120条で、「押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代わるべき者に、これを交付しなければならない。」と規定している。

このように押収品目録交付書は、刑事訴訟法の規定に基づき、捜査機関が捜査の過程で作成するものであり、これが条例第37条に規定する訴訟に関する書類に該当することは明らかと考えられる。

3 本件不開示決定の妥当性について

よって、本件開示請求に該当する可能性のある行政文書は押収品目録交付書のみでこれ以外には不存在であり、当該押収品目録交付書については訴訟に関する書類に該当し、適用除外となる行政文書であることを理由として行った本件不開示決定は、妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	原島	良成

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年 2月 6日	・ 諮問（第152号）
平成25年 3月21日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成25年 4月26日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成25年 6月10日	・ 審議
平成25年 7月 8日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、審議
平成25年 8月12日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成25年 9月 2日	・ 審議
平成25年10月 7日	・ 審議
平成25年11月11日	・ 審議